

令和7年度（2025年度）くまもと暮らし魅力発見プロモーション 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）くまもと暮らし魅力発見プロモーション業務

2 委託目的

本事業は、主に関西圏在住のファミリー層をターゲットとして、移住定住者の増加促進に寄与するプロモーションを実施することで、「くまモンふるさとセンター」の認知度向上を図るとともに、移住先として「選ばれる熊本の実現」を目指すことを目的とする。

3 委託業務の内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

- ・関西圏在住のファミリー層に対し、移住定住の魅力が最大限伝わるような効果的かつ独自性のあるプロモーションを企画、実施すること。
※ターゲットは熊本県出身者のみに制限するものではない。
- ・ターゲットは、主に関西圏在住者であることを踏まえ、当該ターゲットへの訴求力が高くなるような内容にすること。
- ・熊本県大阪事務所移住定住窓口「くまモンふるさとセンター」の認知度向上につながる内容とすること。
- ・移住セミナーや移住体験等の具体的かつ実行可能な内容とすること。
- ・プロモーションを行う上で、ターゲットの利益につながるような費用を経費に含めないこと。
※例) 景品に係る経費、配布用ノベルティ製作費、旅費の補助等
- ・本業務内において、熊本県が所有する既存著作物（YouTube アカウント「くまもと移住」内の動画など）を使用または加工する際は、都度熊本県と協議のうえ許可を得ること。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

5 実績報告書の提出

実績報告書については、紙（カラー刷り2部）及び電子データ（CD-R等1部）で提出すること。

6 留意事項

- (1) 本仕様書に定めがない事項であっても、熊本県が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は契約金額の範囲内で実施すること。
- (2) 熊本県は、業務の実施に当たり受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。
- (3) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、熊本県と協議のうえ解決する。
- (4) 受託者は、契約の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項及び第2項（第2号を除く。）の規定に基づき、委託業務に個人情報を取扱う事務が含まれる場合は、熊本県が規定する別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する。
- (5) この業務に係る経費を明らかにするため、他の経理と明確に区分して会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しなければならない。
- (6) 本業務により作成された資料等に係る著作権は、原則として委託料の支払いの完了した時をもって、受託者から熊本県に移転するものとする。
- (7) 委託期間中及び期間の終了後において、熊本県が必要と認める場合は、受託者に対し、この業務に関して必要な報告を求め、またはその職員が日時・方法等を協議のうえ、受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査することができる。
- (8) その他、業務の実施に当たっては、適宜、熊本県大阪事務所と協議を行うこと。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

（保有の制限）

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置）

第6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（持出しの制限）

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（作業従事者への周知）

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について隨時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関する個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1：「甲」は熊本県を、「乙」は受託者を指す。

2：委託業務の実態に即して、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略若しくは削除することができる。